

平成 14 年 3 月 29 日 制定（国空機第 1357 号）
平成 23 年 6 月 30 日一部改正（国空機第 282 号）
平成 27 年 3 月 20 日一部改正（国空機第 1745 号）
平成 30 年 3 月 30 日一部改正（国空機第 2287 号）
令和 2 年 12 月 24 日一部改正（国空機第 937 号）
令和 4 年 4 月 1 日一部改正（国空機第 1190 号）
令和 4 年 12 月 26 日一部改正（国空安政第 2309 号、国空無機第 244694 号）
令和 7 年 11 月 12 日一部改正（国空安政第 1679 号、国空無機第 263873 号）

サーキュラー

国土交通省航空局安全部 安全政策課 長
無人航空機安全課長

件名：研究開発用航空機等の試験飛行等の許可について

第 1 章 総 則

1-1 目 的

本サーキュラーは、研究開発用航空機等について機体登録から航空法第 11 条第 1 項ただし書の規定による飛行の許可までの一般方針を定めることを目的とする。

1-2 適 用

本サーキュラーが扱う試験飛行等は、サーキュラー No. 1-005 を適用する試験飛行及びサーキュラー No.1-007 の超軽量動力機等に適用する試験飛行を除き、飛行しようとする航空機の特種性から航空法第 10 条第 4 項に規定される基準への適合性の証明が困難な航空機に適用する。なお、無人航空機（同法第 2 条第 22 項に定めるものをいう。）は本サーキュラーを適用とする対象としない。

1-3 定 義

「研究開発用航空機等」とは、研究開発用航空機、自作航空機及び軽量スポーツ航空機（以下「LSA」という。）の総称をいう。

「研究開発用航空機」とは、個人又は団体が航空機や装備品を研究又は開発することを目的として、設計、製作又は改造をする航空機をいい、原則として、型式証明等の各種証明に寄与する航空機。

- ① 所有者又は管理者の氏名又は住所
- ② 定置場
- (3) 一度抹消した航空機を再度登録する場合

2-3 登録の要件

登録の要件は以下のとおりとする。

- (1) 申請は研究開発用航空機等の所有者又は管理者が行うこと。
- (2) 以下のいずれかに該当する場合は原則登録することができない。
 - ① 航空法第3条に基づく登録を既に受けている場合。
 - ② 外国の航空局又はそれに準ずる機関が承認等を行った登録記号等を有する場合。
 - ③ 航空法第60条の適用を受ける研究開発用航空機又はLSAであって、電波法に基づく航空機局の無線呼出符号を有する場合

2-4 登録申請の時期

航空法第11条第1項ただし書に係る飛行許可申請を提出する時期までに登録申請を行うこと。ただし、申請者は本章「登録の申請」と第3章「飛行許可申請」を同時に行うことができる。

2-5 新規登録の申請

研究開発用航空機等の所有者又は管理者は、研究開発用航空機等を登録する場合、以下の書類を第2-8項に掲げる地方航空局保安部運航課宛てに提出すること。

- (1) 研究開発用航空機等登録申請書（様式1）：1通
- (2) 返信先を記載した返信用封筒（切手添付のこと）：1通

2-6 変更登録の届出

研究開発用航空機等の所有者又は管理者は、第2-2(2)項に該当する変更が生じた場合は、以下の書類を第2-8項に掲げる地方航空局保安部運航課宛てに提出すること。

- (1) 研究開発用航空機等変更登録届出書（様式2）：1通
- (2) 返信先を記載した返信用封筒（切手添付のこと）：1通

2-7 抹消

研究開発用航空機等の所有者又は管理者は、登録されている機体について、航空の用に供さなくなった場合又は滅失した場合は、以下の書類を第2-8項に掲げる地方航空局保安部運航課宛てに提出すること。

- (1) 研究開発用航空機等変更登録・抹消届出書（様式2）：1通
- (2) 返信先を記載した返信用封筒（切手添付のこと）：1通

2-8 新規登録に係る申請書等又は変更登録・抹消に係る届出書等の提出先

(1) 定置場が、静岡県、長野県、新潟県以东の場合。

〒102-0074 東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第2 合同庁舎

国土交通省東京航空局保安部運航課

電話番号：03-6685-8005

(2) 定置場が、愛知県、岐阜県、富山県以西の場合。

〒540-8559 大阪府大阪市中央区大手前 3-1-41 大手前同庁舎第

国土交通省大阪航空局保安部運航課

電話番号：06-6937-2780

2-9 識別記号通知書等の交付

2-9-1 新規登録の場合

新規登録に係る申請の受理については、提出された申請書及び返信用封筒が適切な場合に行う。識別記号の決定は、申請者に対し「識別記号通知書」（様式 1）を交付することにより行う。識別記号は、次のアルファベット 2 文字とアラビア数字 4 文字で構成し、以下のとおり申請順に割り当てるものとする。

研究開発用航空機等

JX0001～9999

2-9-2 変更登録の場合

変更登録に係る届出の受理については、提出された届出書が適切な場合は、届出者に対し「変更登録受理書」（様式 2）を交付することにより行う。

2-10 識別記号の表示

登録通知書を受けた申請者又は電波法に基づく航空機局の無線呼出符号を有する申請者は以下により識別記号（JX 記号）又は無線呼出符号（JQ 記号）を機体に表示すること。ただし、国籍記号を有するものは除く。

飛行を開始するまでに、付与する識別記号又は無線呼出符号の申請機体への表示を終えること。

垂直尾翼両側又は胴体側面両側の外部から容易に目視できる位置に 1 文字の大きさ 100mm、幅が 56mm、太さが 20mm で構成する識別記号を表示すること（文字と文字の間隔は 30mm）。

左主翼最下面（主翼にスペースがない場合は胴体下面）に、1 文字の大きさ 200mm 以上、幅が 120mm 以上、太さが 33mm 以上で構成する識別記号を表示すること（文字と文字の間隔は 30mm）。

上記の方式による表示を行うためのスペースがない場合は、「研究開発用航空機等登録申請書」の識別記号表示位置の項にその旨を記載することにより、文字の大きさの変更又は主翼下面若しくは胴体下面の表示の省略をしてもよい。

2-11 経過措置

平成 14 年 3 月 31 日以前に（財）日本航空協会により識別記号が付与された機体については、平成 14 年 4 月 1 日以降も有効とみなす。

第 3 章 試験飛行等の許可の申請

3-1 目 的

本章は、研究開発用航空機等に対して、航空法第 11 条第 1 項ただし書きの規定により飛行を許可する場合の一般方針を定めることを目的とする。

3-2 申請に当たっての留意事項

- 3-2-1 試験飛行を進めるにあたり、地上で滑走を繰り返しながら航空機の特長や操作性を十分把握したうえで、申請者の判断で飛行に移行すること。
- 3-2-2 飛行にあつては、最低安全高度に係る航空法第 81 条の規定を遵守して、用途や形態の違いに応じた条件を遵守すること。
- 3-2-3 航空法第 60 条及び第 62 条に規定する航空機の航行の安全を確保するために必要な装置等を装備する又はただし書きの許可を受ける必要がある。その他、航空法上必要な他の要件及び関連法上の要件に対する手続事項（例えば航空法第 28 条第 3 項の許可、第 79 条ただし書の許可、第 97 条の通報）を遵守すること。なお、航空法第 62 条に規定する救急用具については、「救急用具の装備に関する基準について」（令和 7 年 11 月 12 日 国空安政第 1679 号・国空無機第 263873 号）の規定に該当する場合には、装備しなくてもよい。
- 3-2-4 航空法のほか、無線局の免許については電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を、港則法施行令（昭和四十年政令第百十九号）に定める港及びその区域で飛行するための許可については港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）を遵守すること。
- 3-2-5 研究開発用航空機にあつては、上記 3-2-1～3-2-4 の要件に加え、人、人家又は物件の上空を除く場周空域内（航空法第 79 条で定める離着陸の場所の場周空域内）の飛行とするが、専用試験場などの土地所有者との間で調整が図られている場合は、2 地点間の飛行（出発地の飛行場所を出発して着陸することなしに場周空域外を通過し、出発地の飛行場所に戻る飛行を含む。以下同じ。）とすることができる。2 地点間の飛行を行う場合には、事前に飛行場の設置管理者等と飛行場における離着陸の調整をした上で、申請書に経路を記載して申請を行うこと。飛行は、原則として、昼間の有視界飛行方式による飛行（航空法第 94 条ただし書に規定する場合の飛行を除く。以下同じ。）で行い、管制圏及び特別管制空域は飛行してはならない。

3-2-6 自作航空機にあつては、上記 3-2-1～3-2-4 の要件に加え、人、人家又は物件の上空を除く場周空域内（航空法第 79 条で定める離着陸の場所の場周空域内）の飛行とする。飛行は、昼間の有視界飛行方式による飛行で行い、管制圏及び管制区は飛行してはならない。

3-2-7 LSA にあつては、上記 3-2-1～3-2-4 の要件に加え、昼間、有視界飛行方式による飛行で場周空域内（航空法第 79 条で定める離着陸の場所の場周空域内）での飛行及び人口密集地を回避する 2 地点間の飛行をすることができる。ただし、管制圏及び特別管制空域は飛行してはならない。LSA の点検・整備は、航空整備士と同等の知識及び能力を有する者が実施すること。当該知識及び能力については、類似する航空従事者技能証明書等の写しをもって確認する。2 地点間の飛行を行う場合には、事前に飛行場の設置管理者等と飛行場における離着陸の調整をした上で、申請書に経路を記載して申請を行うこと。

3-2-8 3-2-5 項及び 3-2-7 項において、場周空域を越えて飛行する場合には、航空法第 97 条の通報が必要となることに留意すること。

3-3 申請の時期

申請は遅くとも希望する飛行開始日の 1 ヶ月前までに提出先に到着するように行うこと。

3-4 申請区分

申請区分は次の通りとする。

- (1) 新規・・・初めて研究開発用航空機等の飛行許可を申請する場合、又は、LSA において、過去に許可を受けた機体の設計から変更しようとする場合
- (2) 更新・・・前回許可を受けたことがある研究開発用航空機等の試験飛行等の飛行許可を申請する場合（下記(3)の変更が必要な事由を除く）
- (3) 変更・・・試験飛行等関係者（操縦者を含む。）、安全管理マニュアル並びに飛行場所及び飛行空域を変更する場合

3-5 申請時に必要な書類

試験飛行等許可申請書（様式 3）及び以下に掲げる場合に応じた必要な添付書類を第 3-6 項に掲げる地方航空局保安部運航課宛てに提出すること。

航空法第 60 条の適用を受ける研究開発用航空機又は LSA であつて、電波法に基づく航空機局の無線呼出符号を有している場合は、様式 1 に準じた記載内容に加えて、無線呼出符号を申請書の備考欄に記入すること。

3-5-1 申請に必要な添付書類（新規の場合）

- (1) 申請書の写し（許可書として交付するために使用）：1 通
- (2) 試験飛行等関係者（操縦者を含む。）の氏名及び目的を記載した書類（搭乗者がいない場合は、当該資料の提出に代えて申請書の備考欄にその旨を記載してもよい）：1 通
- (3) 返信先を記載した返信用封筒（切手添付のこと）：1 通
- (4) 研究開発用航空機等の識別記号の掲示位置を含む三面図：1 通
- (5) 研究開発用航空機等の正面、側面（識別記号が確認できるもの）及び計器の装備状況を写した写真：各 1 枚

注）第 2 章「登録の申請」と本章「飛行許可申請」を同じ時期に行った結果、申請者に識別記号が先に付与される場合であっても、識別記号の付与が試験飛行等の許可を通知するものではない。

- (6) 研究開発用航空機等の航行の安全を図るための方針、安全を確保する体制、責任分担、リスク管理並びに運用制限及び整備の方法を定める安全管理マニュアルの写し：1 部

安全管理マニュアルは次の記載事項を含む（※LSA の場合は、①及び②を適用する。ただし、②については 3-5-1(12)③航空機の操作方法等を記載したものを参照することができる。）。

① 試験飛行等を行う上で搭乗者、地上の人、人家又は物件に対する安全を確保する方法

(a) 搭乗者全員、地上の人、人家又は物件に対する安全を確保する方法は、3-9(3)に従ってリスクを評価し、リスクの軽減策を安全管理マニュアルに示すこと。特に、搭乗者全員の安全の確保を行う装備は、仕様及び取付状態図を安全管理マニュアルに示すこと。また、航空事故及び重大インシデント等、不時着水又は落下物（以下「事故等という。」）が起きた場合に国や試験場の管理者へ連絡する体制や報告事項を安全管理マニュアルに示すこと。また、地上の人、人家又は物件の関係者から問い合わせ等があった場合の対応手順を同マニュアルに示すこと。

(b) 試験飛行等を行う場所に人の立ち入りを制限する安全監視員並びに救助員及び救急用具を配置する必要があることを安全管理マニュアルに示すこと。

② 運用上の制限事項等

(a) 飛行しようとする航空機の諸元及び製造者（製作者）名

(b) 制限事項の詳細を定めているマニュアル（例えば、最大離陸重量、最大搭乗者数、最大搭載燃料、重量重心位置範囲、最大速度、失速速度、エンジン搭載時は型式・最大回転数・最高排気温度、プロペラ装備時は型式・プロペラ最大回転数など）

(c) 緊急時の操作手順を定めているマニュアル

③ 航空機の整備方式の概要及び飛行前点検項目を含む点検項目等の整備に関する事項

研究開発用航空機等では、整備項目や整備間隔が確立していない場合があるので、構造部材や消耗部品の点検と整備を注意して行い、安全管理マニュアルに定める様式に記録すること。

- (7) 地上試運転及び地上滑走の実績等に関する次の書類：各 1 部

地上試運転及び地上滑走の実績（地上滑走回数、滑走時間等）、実施者によるその評価、この間に発生した不具合及びその是正処置を記載したもの

- (8) 飛行場所及び飛行空域等に関する書類（現に、他の研究開発用航空機等において同内容で許可を受け、又は受けた実績のあるものについては、その旨を記載することにより、下記書類の添付についてはその一部又は全部を省略することができる）：各1部
- ① 離着陸（水）を行う場所及び飛行空域の概要を記載したもの（これらの場所及び空域を示す地図等）並びに離着陸（水）を行う場所を使用できることを示すもの（土地使用承諾書又は土地管理者の使用承諾書等）
 - ② 騒音等により飛行空域周辺住民への生活環境に悪影響を及ぼすおそれがないことを示したもの（地図、地形図等による説明書等）
 - ③ 航空機の所有者と申請者が異なる場合は、飛行を行うことについて、所有者の同意を得ていることを示したもの（同意書又は委任状等）
- (9) 航空機的设计者及び製造者（製作者）の名称及び経歴を記載したもの
- (10) 自作航空機にあつては、予想する運用状態を考慮して作成した申請に係る航空機の耐空類別に対応する耐空性審査要領への適合の状況を示したもの
- (11) 自作航空機にあつては、製作の方法を記載したものと及びこれに基づく製作後の状況を記載したもの
- (12) 国内で製造する LSA にあつては、①から③に示す書類：各1部
- ① 設計、製造、品質保証及び検査について、LSA に関連する別添 表1の ASTM 規格へ適合することを証明するもの
 - ② 別添 表1の ASTM 規格に適合するよう作成した航空機の整備方式の概要及び飛行前点検項目を含む点検項目等の整備に関する事項を記載したもの
 - ③ 別添 表1の ASTM 規格に適合するよう作成した航空機の操作方法等を記載したもの
- (13) 米国及び EASA 加盟国から輸入する LSA にあつては、前項 (12) ①から③で求める書類が参照されている米国及び EASA 加盟国の航空当局等によって発行された証明書の写し：1部
- FAA : Special Airworthiness Certificate (CATEGORY/DESIGNATION が Light-Sport のものに限る)
製造者による適合宣言書 (Statement of Compliance)
- EASA : Certificate of Airworthiness (Airworthiness Requirements として、CS-LSA が適用されたもの。
Restricted Certificate of Airworthiness を含む)
- (14) 3-12 項に掲げる研究開発用航空機等の安全上の注意事項に対する対応を記載した書類：1部
- (15) その他参考となる事項を記載したもの

3-5-2 申請に必要な添付書類（更新の場合）

- (1) 申請書の写し（許可書として交付するために使用）：1通
- (2) 試験飛行等関係者（操縦者を含む。）の氏名及び目的を記載した書類（搭乗者がいない場合は、当該資料の提出に代えて申請書の備考欄にその旨を記載してもよい）：1通
- (3) 返信先を記載した返信用封筒（切手添付のこと）：1通
- (4) 前回の許可書の写し：1通

- (5) 前回許可を受けた期間の飛行の実績（飛行回数、飛行時間、飛行場所、飛行に対する操縦者の評価並びに許可期間中に生じた不具合と対応）：1 通
- (6) 研究開発用航空機等の航行の安全を図るための方針、安全を確保する体制、責任分担、リスク管理並びに運用制限及び整備の方法を定める安全管理マニュアルの写し：1 部
- (7) 前回許可後実施した定期点検の概要を記載したもの：1 通
- (8) 許可期間内に新たな申請をしていない場合は、前回の許可期間及び終了日以降の整備の経歴簿の写し：1 部
- (9) 飛行場所及び飛行空域等に関する書類（現在、他の研究開発用航空機等において同内容で許可を受けている又は受けた実績のあるものについては、その旨を記載することにより、下記書類の添付についてはその一部又は全部を省略することができる）：各 1 部
 - ① 離着陸（水）を行う場所及び飛行空域の概要を記載したもの（これらの場所及び空域を示す地図等）並びに離着陸（水）を行う場所を使用できることを示すもの（土地使用承諾書又は土地管理者の使用承諾書等）
 - ② 騒音等により飛行空域周辺住民への生活環境に悪影響を及ぼす恐れがないことを示したもの（地図、地形図等による説明書等）
 - ③ 航空機の所有者と申請者が異なる場合は、飛行を行うことについて、所有者の同意を得ていることを示したもの（同意書又は委任状等）
- (10) 3-12 項に掲げる研究開発用航空機等の安全上の注意事項に対する取組状況を記載した書類：1 部
- (11) その他参考となる事項を記載したもの

3-5-3 申請に必要な添付書類（変更の場合）

- (1) 申請書の写し（許可書として交付するために使用）：1 通
- (2) 返信先を記載した返信用封筒（切手添付のこと）：1 通
- (3) 現在有効な許可書の写し：1 通
- (4) 変更に係る書類：各 1 通（3-4(3)項に該当する書類）
- (5) その他参考となる事項を記載したもの：1 通

3-6 申請書等の提出先

試験飛行等許可申請書等の提出先は、最初の出発地の飛行場所を管轄する次の地方航空局保安部運航課に提出すること。

- (1) 飛行場所が、静岡県、長野県、新潟県以东の場合
〒102-0074 東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎
国土交通省 東京航空局 保安部 運航課
電話番号：03-6685-8005
- (2) 飛行場所が、愛知県、岐阜県、富山県以西の場合
〒540-8559 大阪府大阪市中央区大手前 3-1-41 大手前合同庁舎

3-7 審査

審査は、書類審査及び必要により実地検査を実施することによって行うものとする。

自作航空機に対しては、予想される運用状態を考慮して作成した申請に係る航空機の耐空類別に対応する耐空性審査要領への適合の状況を確認する。

日本国内で製造された LSA にあつては、別添 表 1 に示す ASTM 規格に適合することを確認する。
欧米で製造された LSA にあつては、製造者が発行する証明書の内容を確認する。新規に製造された以外の LSA にあつては、上記証明書に加えて点検整備記録簿を確認する。

3-8 許可条件

本サーキュラー第 3-12 項に掲げる「研究開発用航空機等の安全上の注意事項」を厳守することを条件として許可する。なお、必要に応じて、別途許可条件を設定する場合がある。

3-9 一般方針

- (1) 設計者、製造者（製作者）又は研究機関等が研究開発を目的とする航空機、航空愛好家が本来飛行すること自体を目的とする自作航空機又は LSA を本サーキュラーの対象としており、その趣旨にそぐわない貨客の輸送、薬剤散布といった事業を目的にした飛行は許可しない。
- (2) 搭乗者は、搭乗中の緊急時対応について熟知していること。操縦者以外の搭乗者は、計測員や整備員といった本来の飛行目的に必要な者に限られる。
- (3) 申請者は試験飛行等を行うにあたり、航空機、試験飛行等関係者（操縦者を含む。）、地上の人、人家及び物件に対するリスクを評価し、安全を確保するための検討を行い、リスク軽減策を安全管理マニュアルに示すこと。研究開発用航空機等の航行の安全を図る第一義的な責任は、申請者にある。
- (4) 独自の改造を実施した場合又は事故、損傷等により特別な修理を実施した場合は、安全管理マニュアルに従って、申請書等を提出した先の地方航空局運航課宛てに報告を行うこと。
- (5) 騒音等により、飛行空域周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがないように、離着陸（水）を行う場所の使用許可及び周辺住民の飛行に対する同意の取得については、許可を申請する者（以下「申請者」という。）の責任において十分に調整の上、問題が生じないように処置しておくこと。
- (6) 飛行は原則として、本サーキュラー第 3-12 項「研究開発用航空機等の安全上の注意事項」を厳守することを条件として許可されるので、これについて十分精通しておくこと。なお、安全性を確保する上で必要な場合は、その他の条件を付して許可することもある。
- (7) 申請者は、申請する研究開発用航空機等の安全性について事前に十分確認すること。
- (8) 申請者は、試験飛行等許可申請書（様式 3）の「操縦者の氏名及び資格」として「本申請の航空機に係る航空法第 28 条第 3 項の許可を受けた者」と記載することができる。

3-10 許可期間

飛行許可の期間は、4 ヶ月以内とする。

3-11 許可の取消し

次のいずれかに該当する場合は、許可を取り消すことがある。

- (1) 騒音等により飛行空域の周辺住民から苦情が発生した場合
- (2) 離着陸（水）を行う場所の使用について土地の所有者又は管理者と問題が生じた場合
- (3) 航空法規及び許可条件が守られていないと認められる場合
- (4) 申請内容と事実が相違することが判明した場合
- (5) その他許可を取り消すことが適切であると認められる事由が生じた場合

3-12 研究開発用航空機等の安全上の注意事項

研究開発用航空機等の安全確保のために必要な注意事項は次のとおりである。

3-12-1 安全注意事項

- (1) 研究開発用航空機等の試験飛行等は、地上の人、人家又は物件の上空を除く場周空域内（飛行場又は航空法第 79 条ただし書の場外離着陸の許可を受けた場所に係る場周空域内）の飛行を基本とする。（その他の空域については、3-2 項を参照すること。）航空法第 81 条及び航空法施行規則第 174 条（最低安全高度）の規定を遵守すること。また、管制圏及び特別管制空域を飛行してはならない。自作航空機は、管制圏及び特別管制空域に加えて、管制区も飛行してはならない。
- (2) 研究開発用航空機にあっては、二地点間の飛行をする場合は、安全の確保と周辺住民と調整が図られていることが必要である。従って、事故等に至っても、第三者の生命及び財産に危害を及ぼす恐れのない空域を飛行するとともに、騒音等により、飛行空域の周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがないように、申請者の責任において十分調整を行うこと。また、研究開発用航空機の離着陸（水）場が管制区又は管制圏に位置する場合で、管制区又は管制圏を飛行する必要がある場合には、事前に飛行場の設置管理者等と飛行場における離着陸の調整をし、完了している旨を申請書の備考に記載すること。
- (3) 申請者は、申請した研究開発用航空機等の設計、製作、保守及び運用の責任を負っているので、当該航空機に不具合が生じ、事故等に至った場合であっても、試験飛行等関係者（操縦者を含む。）以外の者の生命や財産に危害を及ぼすことのない様、十分注意するとともに、緊急の場合にとるべき機体の操作手順を設定すること。（万一の事態の発生に備えて、保険に加入しておくことが望ましい。）
- (4) 貨客の輸送、農薬散布等の本来の飛行目的にそぐわない飛行は禁止する。
- (5) 本試験飛行等の許可の通知をもって、申請のあった研究開発用航空機等が安全性基準及び環境基準への適合性の証明が与えられたものと判断してはならない。
- (6) 許可の範囲を超えて使用した場合は、航空法第 143 条による処罰の対象になる。もとより、航空

法第 11 条第 1 項ただし書の許可を受けずに飛行した場合は、航空法第 143 条による処罰の対象となる。

3-12-2 設計と製造（製作又は製造）に関する注意事項

- (1) 航空機を設計する場合、耐空性審査要領（国土交通省航空局）や Federal Aviation Regulation（米国連邦航空局）等が参考となる。
- (2) 航空機の工作方法は、「航空機整備作業の基準」（米国連邦航空局発行アドバイザリー・サーキュラー43.13 日本航空技術協会）等が参考となる。
- (3) 地上における機能試験等により、その設計の確実性、耐久性を確認することが望ましい。
- (4) 搭乗者用の安全ベルトを取り付けるほか、機上の人を保護するための装備（耐衝撃座席、ショルダーハーネス等）を検討して、搭乗者全員の安全の確保を図ること。
- (5) 尖った角又は縁、突起、ノブ等非常着陸の際、搭乗者に重大な負傷を与えるような部分の製作を避けるか又はパッド等を取り付けることにより負傷に対する予防措置を講ずること。
- (6) 発動機を搭載する航空機の場合、発動機のシリンダーの温度を計測できる機器及び発動機の回転速度を計測できる機器を搭載することが望ましい。
- (7) 電気で駆動する動力装置（以下「電動エンジン」という。）を搭載する航空機の場合、電動エンジン用電池の残量、温度及びセルの電圧を個々に計測できる機器を搭載することが望ましい。
- (8) 運用上の制限を遵守するために必要な計器を装備すること。
- (9) 航空機の識別記号を耐久性のある方法で表示すること。
- (10) 機体外部に取り付く部品の脱落防止に有効な対策を講ずること。

3-12-3 飛行に関する注意事項

3-12-3-1 地上試運転及び地上（水上）滑走

- (1) 各構造並びに各系統の取付け及び機能について、異常がないことを確認すること。
- (2) 地上試運転（停止状態での運転）

発動機又は電動エンジンの試運転を緩速状態から全開出力までの間で、予想される飛行姿勢の状態にして、合計 2 時間以上（製造者が推奨する運転時間が示されている場合は、それに従うこと。）を行い、支障なく運転できることを確認することが望ましい。発動機又は電動エンジンの取扱いは、製造者が発行するマニュアル等に従って行い、試運転中の振動等により各構造、各系統の取付け及び機能に不具合が生じないことを確認すること。

ヘリコプターや垂直に離着陸する航空機の場合は、次の事項について注意すること。

- ① 地上共振に注意すること。

地上共振が進展すると回転翼のアンバランスにより極端に危険な状態を生じ、横転及び構造破壊に至る恐れがある。

- ② ホバリング、その他の飛行により機体の安全性、振動及びバランスが適切であるか否かを試験する場合、機体をタイダウンした状態でその傾向を確認した上で実施することが望ましい。

- (3) 地上（水上）滑走

合計 1 時間以上の地上（水上）滑走を行うことが望ましい。滑走後の点検は、機体全般に加えて、

プロペラ、発動機又は電動エンジン、主翼、尾翼、回転翼、脚等の取付け及びこれらの操縦系統の接続部について詳細な点検を行うこと。また、操縦系統、動力系統などに異常がないことを確認すること。

3-12-3-2 場周空域における飛行

場周空域における飛行は、離着陸（水）場の環境条件に応じ、可能な範囲で直線飛行と緩旋回によって、安全を考慮した必要最小限の高度から行うこと。操作は緩やかなものから始めること。急旋回、宙返り等の曲技飛行及び急降下等の急激な運動は行わないこと。

飛行毎の操縦系統の効きや反応に特に注意し、次の飛行段階に対する運用上の制限及び操作手順に関するデータを取得して利用すること。各飛行の前後には、機体全般に亘る詳細な点検を行い、異常のないことを確認すること。

3-12-3-3 研究開発用航空機等では、構造部材等の疲労破壊が原因で重大な事故に繋がる場合があることより、過去の実績で安全と思われる機体であっても、この点に留意して点検を十分に行うこと。

3-12-4 飛行実施上のその他の注意事項

3-12-4-1 飛行前に組み立て作業が必要な機体については、正しい組み立て手順に従い、十分な組み立て経験を有する者が組み立てを行うこと。

3-12-4-2 搭乗者は、ヘルメット及び飛行に適する衣服を着用すること。

3-12-4-3 水上を飛行する場合は、救命胴衣を着用すること。

3-12-4-4 飛行に先立ち、リスク評価で決定されたリスク軽減策を講じることにより、事故等が起きないように注意を払うとともに、万一事故等が起きた際の地上の人、人家又は物件への影響を最小化するための体制を構築すること。

試験飛行等を行う場所に人の立ち入りを制限する安全監視及び救助のための人員並びに救急用具を配置しておくこと。また、トランシーバー、手旗等を用いて適切な連絡方法を設定しておくこと。

3-12-4-5 飛行の実施にあたっては、申請者が定めた安全管理規則等を守ること。

3-12-4-6 飛行に際しては、当該機の運動特性について十分留意するとともに、急激又は過大な操作は行わないよう留意すること。

3-12-4-7 飛行は、昼間、有視界気飛行方式による飛行で行うこと。着氷する恐れがある場合、雲中飛行となる恐れがある場合、風が強い場合、その他天候が不良の場合は飛行を実施しないこと。ただし、研究開発用航空機であって、航空法第10条第4項に規定される基準の一部への適合性を確認する等の理由により当該環境下で飛行する必要がある場合を除く。必要に応じて、航空法第64条（灯火）の規定を遵守すること。

3-12-4-8 離着陸（水）を行う場合には、吹き流し等の風向を示す器材を設置しておくこと。

3-12-4-9 騒音等により飛行空域周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼさないようにすること。

3-12-4-10 少しでも機体に不調の徴候がある場合には、飛行しないこと。

3-12-4-11 飛行を行う場合には、飛行前及び飛行後には必ず点検を行うこと。設計者又は製造者がマ

マニュアルや安全情報等で定めた点検項目に従い整備を適切に実施すること。また、発動機等の装備品の設計者、製造者又はその設計国政府から安全情報が発行されている場合は、その指示内容を必要に応じて実施すること。

3-12-4-12 製造者からキット等で購入して製作又は組み立てた航空機で、その製造国政府又は製造者（製作者）から機体の飛行について、特に方法が明示されている場合はこれに従うこと。

3-12-4-13 試験飛行等の許可書又はその写しは、飛行の際、常に携行しておくこと。

3-12-4-14 本サーキュラー第 3-11 項「許可の取り消し」に該当する場合は許可を取り消すことがあるので留意すること。

3-12-5 記録の保管及び活用

当該機の経歴簿（航空法でいう搭載航空日誌に準ずる項目が記載されたもの。）を備えておき、必要な事項を記録し、整備及び運航に活用すること。

登録した航空機を新しい所有者又は使用者に引き継ぐ場合は、この経歴簿を新所有者又は新使用者に譲渡すること。

経歴簿には、少なくとも以下の事項を記載すること。

(1) 飛行に関する事項

- ・飛行した年月日
- ・出発地と到着地
- ・離陸時刻、着陸時刻、飛行時間
- ・操縦を行った者の氏名

(2) 修理、改造、整備に関する事項

- ・実施した年月日と場所
- ・実施した理由と内容
- ・実施者の氏名

4 雑則

本サーキュラーの規定にかかわらず、安全政策課長又は無人航空機安全課長が必要と認めた場合は、その他の方法により試験飛行等の許可を取扱うことができる。

附則

1. 本サーキュラーは、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。なお、平成 14 年 9 月 30 日までは従前のサーキュラー No.1-005 に従ってもよい。また、本サーキュラー発行時に現に有効な許可書等については、引き続き有効とする。

附則（平成 23 年 6 月 30 日）

1. 本サーキュラーは、平成 23 年 7 月 1 日から適用する。

附則（平成 27 年 3 月 20 日）

1. 本サーキュラーは、平成 27 年 3 月 20 日から適用する。
2. 様式 1 及び様式 2 の改正については、本サーキュラー適用の日から起算して 6 ヶ月を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

附則（平成 30 年 3 月 30 日）

1. 本サーキュラーは、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附則（令和 2 年 12 月 24 日）

1. 本サーキュラーは、令和 3 年 1 月 1 日から適用する。

附則（令和 4 年 4 月 1 日）

1. 本サーキュラーは、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附則（令和 4 年 12 月 26 日）

1. 本サーキュラーは、令和 4 年 12 月 26 日から適用する。
2. 本サーキュラーの適用の際現に許可を受けている自作航空機については、なお従前の例によるものとする。
3. 本サーキュラーの適用の日から令和 5 年 3 月 31 日までの間は、本サーキュラーによる改正前のサーキュラーに定める手続きを行うことができる。この場合において、許可条件は、なお従前の例によるものとする。

本サーキュラーに関する質問・意見等（制度に関するもの）については下記に問い合わせること。

国土交通省航空局安全部安全政策課機体係

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

電話番号 03-5253-8734

FAX 03-5253-1661

申請の詳細な事項については、それぞれ下記のうちいずれかの担当官あてに問い合わせること。

国土交通省 東京航空局 保安部 運航課 超軽量動力機等 担当官

〒102-0074 東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎

電話番号 03-6685-8005

国土交通省 大阪航空局 保安部 運航課 超軽量動力機等 担当官

〒540-8559 大阪府大阪市中央区大手前 3-1-41 大手前合同庁舎

電話番号 06-6937-2780

附則（令和7年11月12日 国空安政第1679号・国空無機第263873号）

1. 本サーキュラーは、令和7年11月12日から適用する。

様式 1

研究開発用航空機等登録申請書

_____年____月____日

東京・大阪航空局 保安部 運航課長 殿

申請者氏名：_____

住 所：〒_____

電 話 番 号：_____

下記の航空機に関して、新規に登録を受けたいので申請します。

航 空 機 の 種 類 ： ☐研究開発用航空機 ☐自作航空機 ☐LSA

航 空 機 の 区 分 ： ☐飛行機 ☐回転翼航空機 ☐その他

航空機の型式名：_____式_____型

航空機の製造者及び製造国：製造者_____

製造国_____

製 造 番 号：_____

所有者（注 1）：氏 名：_____

住 所：〒_____

電話番号：_____

定 置 場：_____

識別記号表示位置（三面図でも可）：_____

注 1：所有者が複数の場合には代表者を記入すること。

注 2：申請者と所有者が異なる場合には申請は管理について責任を有する方の者が行うこと。

識別記号通知書

上記の申請については、次のとおり識別記号を付与します。ただし、当該識別記号の付与は試験飛行を許可したものではない。

識 別 記 号： J X

登録年月日：_____年____月____日

東京・大阪航空局 保安部 運航課

様式2

研究開発用航空機等変更登録・抹消届出書

_____年____月____日

東京・大阪航空局 保安部 運航課長 殿

届出者氏名：_____

住 所：〒_____

電 話 番 号：_____

識別記号 JX _____の航空機に関し、下記の事項が生じたため変更登録又は抹消を受けたいので、関係書類を添えて届出します。

記

(変更内容：該当する項目に○を付け必要事項を記載すること)

1. 航空機の所有者の変更：新所有者の氏名_____

住所〒_____

TEL _____

[旧所有者の氏名_____]

住所〒_____

TEL _____

2. 定 置 場 の 変 更：新定置場_____

(旧定置場_____)

注1：所有者が複数の場合には代表者を記入すること。

注2：届出者と所有者が異なる場合には届出は管理について責任を有する方の者が行うこと。

3. 抹消 自由_____

変更登録・抹消受理書

上記の届出については、受理したので通知します。

受理年月日： _____年____月____日

東京・大阪航空局 保安部 運航課

様式 3

☐新規

試験飛行等 ☐更新 許可申請書

☐変更

_____年____月____日

東京

大阪 航空局長 殿

申請者住所 _____

連絡先電話番号 _____

申請者氏名 _____

下記の航空機について、航空法第 11 条第 1 項ただし書きの規定による試験飛行等の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

航空機	種類		識別記号	
	型式			
	所有者の住所 氏名			
飛行 計画の 概要	飛行目的			
	飛行日時	_____年____月____日から_____年____月____日まで		
	飛行場所			
操縦者の氏名及び資格				
同乗者の氏名及び同乗の目的				
備考				

第 _____ 号	許 可 書	東空運航 第 _____ 号
		阪空運航 第 _____ 号
上記の申請について、サーキュラーNo.1-006 3-5 項「申請時に必要な書類」で求める安全管理マニュアル及び第 3-12 項「研究開発用航空機等の安全上の注意事項」を厳守することを条件として許可する。		
許可期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで		
_____ 年 _____ 月 _____ 日		
東京 大阪航空局長 印		

別添 表1 LSAに関連する ASTM 規格

審査対象資料	文書番号
[1] Design and Performance	F2245-XX
Design & Manufacture of Reciprocating Spark Ignition Engines	F2339-XX
Design & Manufacture of Reciprocating Compression Ignition Engines	F2538-XX
Design and Testing of Fixed-Pitch or Ground Adjustable Propellers	F2506-XX
Airframe Emergency Parachutes	F2316-XX
[2] Required Equipment	F2245-XX
[3] Quality Assurance	F2972-XX* ¹
[4] Production Acceptance Tests	F3035-XX* ¹
[5] Aircraft Operating Instructions (AOI) / Pilot Operating Handbook (POH)	F2746-XX [Ref. F2245]
Flight Training Supplement	F2746-XX
[6] Maintenance and Inspection Procedures	F2483-XX
[7] Identification and Recording of Major Repairs and Major Alterations	F2483-XX
[8] Continued Airworthiness	F3198-XX* ¹

*1：国産の LSA に適用する。輸入機については、当該製造国において、同様の確認がなされていること。

輸入機で用いる同様の確認の例：諸外国の証明で用いた ASTM への Statement of Compliance、Production

Organization Approval

注1：適用する改訂版は、申請先の当局と調整すること。

注2：欧米から輸入する LSA に適用する改訂版は、以下の資料が参考になる。

- FAA：FAA Accepted ASTM Consensus Standards – LSA (Standards Chart)
- EASA：Easy Access Rules for Light Sport Aeroplanes (CS-LSA)